

雫石メニュー開発実施助成金交付要項

1 目的

雫石メニュー開発実施助成金（以下「助成金」という）は、雫石町の農畜産物の消費・販路拡大を目的としている雫石地産食楽部の趣旨に賛同した飲食店がその取り組みを行う場合において、予算の範囲内で助成金を交付するものであり、助成金の交付に関してはこの要項の定めるところによる。

2 助成対象者

雫石町内外における飲食店

3 助成対象事業

雫石産食材・加工品を利用したメニューを開発し、提供販売する。
また、テイクアウトが可能なメニューの場合は助成金額を増額するものとする。

4 助成金の額

助成対象事業への取り組みに対し助成。但し、予算額に達した時点で終了。

| 取 り 組 み | 助 成 |
|--|----------------------------------|
| 雫石産食材・加工品を利用したメニューを開発し提供販売する。（最低3日間販売提供） | 開発メニュー1日提供につき定額5千円。 （上限2万5千円） |
| ※テイクアウトが可能なメニューの場合は助成金額を左記の通りとする。 | ※開発メニュー1日提供につき定額7千円 （上限3万5千円） |

※同じ事業所による申請は年1回を限度とする。

5 助成金交付申請書の提出

助成金を受けようとするものは雫石メニュー開発実施助成金交付申請書（様式第1号）を記入し、雫石地産食楽部実行委員会事務局に提出するものとする。

6 助成金交付の決定及び通知

雫石地産食楽部運営委員会にて申請内容を審査し、交付を決定したときは雫石メニュー開発実施助成金交付（変更）決定通知書（様式第2号）にて申請者へ通知するものとする。

7 交付の条件

- （1）雫石町農産物・加工品の宣伝につながるものであること。
- （2）町内の産直・小売店など雫石農畜産物取扱店や生産者と連携を図ること。

(3) アルコール消毒やマスク着用など、新型コロナウイルス感染症の防止策を実施した上で提供すること。

(4) 助成金は実績確認後一括して支払うものとする。

8 助成事業の変更または取り下げ

助成金の決定を受けたものは、当該助成の対象となった事業を変更または中止する場合は、雫石メニュー開発実施助成金変更・取り下げ申請書（様式第3号）を提出するものとする。

9 実績報告書

交付決定通知書を受けた申請者は、助成の対象となった事業が完了したときは、完了の日から1か月以内に雫石メニュー開発実施助成金事業実績報告書（様式第4号）を提出するものとする。